

社会変容と訴願・改革・教諭：近世中後期対馬藩田代領の役人層と百姓

高野，信治
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1547078>

出版情報：九州文化史研究所紀要．50，pp.1-37，2007-10-31．九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：



社会変容と訴願・改革・教諭

——近世中後期対馬藩田代領の役人層と百姓——

高 野 信 治

はじめに

享保飢饉は西日本を中心に甚大な影響を与えたが、この前後における災害は一方で十分な救済策がとられないという状況下で人災の様相も帯び、進行しつつあった社会変容・階層分化をより決定的なものとした。^①本稿はこのようなかとくに改革政策が藩役人や地域領民の諸関係を通していかに展開したのかに關し、対馬藩飛地田代領（現佐賀県鳥栖市の一部および基山町）を分析対象として考察したい。田代領は肥前国基肄郡・養父半郡一万二千石の代官所支配域であるが、留意したいのは、行政組織・代官所を構成する役人層の間で政策や利害対立が生じ、藩側はいわば役人改革を通し役人論・百姓論構築に意を尽くさなければならなかった点である。^②領民行政支配の最前線に立つ役人層のあり方が社会変容への対処の鍵の一つと、藩側は認識していたと換言できるかもしれない。そのような枠組みのなかで領民・地域民の訴願も取捨選択された。^③

代官所機構役人の形成・構成とその性格をめぐる^④は別稿に譲るが、対馬藩から派遣される武士クラスの役人層（代官・副代官など）、田代領で雇用され一部世襲化した扶持人と呼ばれる役人層（手代・祐筆など）、それに村役・

町役人層（大庄屋や庄屋・座親など）の三階層からなっていた。このうち第二の階層は土分的性格も併有するいわば身分的政治的中间層に相当すると評価できようが、第三の階層（村役・町役）とともに、近年では周縁身分論の一環として分析されつつある。⁽⁵⁾ 別稿ではこれら三階層が有機的に機能し代官所という一つの行政組織を構成するにいたる状況を役人論の成立問題と絡め論じることを目指している。本稿では、いわばそのような行政組織・代官所機構が社会変容の進行のなか、領民・地域民を含めた諸階層の対立構造を内包しつつ変質、かかる過程で展開する改革政策をめぐる若干の考察を試みたい。それは政治・役人と百姓との関係論の提示ないし教諭・説諭の過程でもあった。⁽⁶⁾

一節 地域社会の変容

(1) 災害と救済

「田方古来稀成損毛」といわれた害虫と冷夏の二つ要素が重なる凶作で、対馬藩田代領の享保一七年の死者は三二人、また翌一八年一月から二月にかけた二ヶ月間だけの死者でも一八二人にのぼった。享保一四年から一六年の年間平均死者数が二五〇人程であったから、飢饉による死者数の多さがわかる。⁽⁸⁾ 一七年七月二七日段階ですでに二五頭の牛馬も死んでいる。八月二四日には三郷⁽⁹⁾および田代・瓜生野両町の家主が代官所御広間庭に召し呼ばれ、「節用取統方」をはじめ、作物略取や不稔の騒動の禁止、火の用心、下作人統制などが申し渡された。災害による社会不安が懸念されており、翌年三月二八日には瓜生野町が出火、本家四七軒が焼亡したが、瓜生野町大道で「不案内」な坊主一人、原村の穢多一人が捕捉され、四月一四日にその穢多は縄下にされている。⁽¹⁰⁾ なお、元文元年六月に虫が発生した際には博多より魚油樽二丁が取り寄せられ、一ヶ村に一升ずつ、貧窮者にも代銀の年末上納を条件

に渡された。これは享保飢饉の際の他地域での経験⁽¹¹⁾にもとづいたものであった。

水害も南部を筑後川が流れる田代領では深刻であった。とくに享保初年頃より洪水の害がひどくなり、明和四年以降は二丈四尺におよぶ洪水もあったという。これは佐賀・久留米両藩による筑後川土井普請などが原因の一つと考えられ、対馬藩はしばしばその対策を両藩へ働きかけていたが不調に終わっている。基肄郡下郷の水屋村・酒井村・赤川村、養父郡の高田村・藤木村・今泉村・真木村・安楽寺村などは「水附村八ヶ村」「下村」とも呼ばれた。竈数は三六〇軒程、人数一五六〇人、田畠畝数は四七八町二段五畝余の地域である。水量が一丈七尺では床に水が上がり炊事が不能となり、二丈以上になれば軒を浸す家が過半で、田代より役人がでて水が引いて炊き出しができるようになるまで、竈人数に応じて掬飯・飲み水・塩などが与えられた。備用として小船（救難船）一五艘が渡され、救米は一日一人一合五勺、干和布は見計に支給された⁽¹²⁾。

日照も発生したが、とくにその影響が大きいのは水害にもやられやすい下村地域であった。宝暦一二年七月の日照では、百姓が食料不足で飢えては「人命大切」ゆえ、田を畠になして、食糧が確保された。田を畠地になす際は、三郷中一体という立場から上村より人夫合力が出される。作物は稗・蕎麦・燕などであったが、蕎麦類はできないとして辛子・菜類の蒔き付けも提言された⁽¹³⁾。

このような災害時には疫病も発生した⁽¹⁴⁾。延宝八年六月・七月また九月にかけての数度の洪水は先述の水附八ヶ村に水損そして飢饉を招いた。病人が男女あわせて一九七人であった。ただし代官所幹旋による二人の医師の煎薬により死者は老人一四人にとどまったとされる⁽¹⁵⁾。家畜の疫病・流行病もあった。寛文一二年十一月七日、田代領内の牛九百頭が疫病流行で大方死失し、耕作に差し支えるので馬購入が図られたが、高値につき領中より訴状が出されている⁽¹⁶⁾。なお享保二年正月調査の牛馬数は一六八〇頭、うち馬七五一頭、牛九二九頭である⁽¹⁷⁾。

災害・疫病が発生すると、しばしばその禍を祓うために祈願が行われた。雨乞⁽¹⁸⁾・虫除⁽¹⁹⁾・病氣（邪氣）退散など領

民の生活が脅かされそうになると地域民による祈願（ないし申請）がされたし、このような厄災による年貢徴収への影響は領主・藩経済にとつても見過ごせない問題であり、代官所役人による祈願（さらに指示）もみられた。⁽²¹⁾

かかる災害・疫病被害者ないし厄災を背景とした困窮者への救済の基本は飯米や雇用、薬の支給である。⁽²²⁾ 飯米の支給額は一人一日五勺から二合であった。⁽²³⁾ また麦種買用銀・馬飼料銀拝領なども行われた。⁽²⁴⁾ 庄屋富民による困窮者救済の指示もされた。⁽²⁵⁾ また困窮した百姓の普請日用としての雇用もなされている。⁽²⁶⁾ 対馬藩領である田代領の特徴的な点として疫病者に対する朝鮮人参渡⁽²⁷⁾も行われた。

このようななか、宝永五年に用銀制度が設けられた。凶年が続き藩側の救済が十分に出来ないなか、「凶年の備」としてすでに対馬で実施されていた用銀取り立てが行われた。⁽²⁸⁾ これはとくに借銀返弁困難者の救済を目的としており、高利の借銀で土地を手放さざるをえないような貧民にとつて有益で、貧民の女房娘に綿子を利なしで買い調えさせ、利分を得させるなど、郷中貧民にとつての益は軽くなかったといい、このような用銀を大分にしたのが中島伝左衛門で七〇貫目を定額とするようになった。⁽²⁹⁾ しかし屋敷（代官所）・諸役人の居所・上使屋などの修復用銀なども含めたもので、領民救済を目的としたとされる用銀制度は領民に負担を強いることにもなり問題をおこすようになった。

（２）困窮化の進行

年貢をはじめとする様々な負担、また災害や疫病により生活困窮を余儀なくされた領民も多く存在した。そして領主による救済も多くはのぞめないなか、借銀・借米が領民生活に大きな影響を及ぼした。「基肄養父実記」には御領中延宝元年の比より困窮至極仕、諸人借銀借米重り、年例（倒力）百姓大分に罷成、妻子田畠を沽却仕、身を売親兄弟を捨欠落仕、相続て如何程可仕も難知様に罷成候

と記され、一七世紀の中頃より、生活困窮、借銀・借米、人身売買ともいえる奉公人化、田畠荒渡（質入）、欠落（出奔）など、生活破壊とでも呼ばざるを得ない困窮化の進行がみられたことがわかる。⁽³⁰⁾ 同史料は延宝六年の田代領借銀借米高を載せる。⁽³¹⁾ それによれば、借銀高一〇二八貫余（内、利銀九二貫余）、借米五八四七俵余（内、利米四四八俵余）、⁽³²⁾ また他領からの借銀六七貫余、借米二三俵があった。さらに銀米貸し主（債権者）が四九五人に對し、銀米借り主（債務者）は一六〇五人にのぼる。

この統計がとられた延宝六年、永吉村の百姓一竈六人が四月一日欠落、奈良田村百姓一竈七人が同月一六日に欠落した。上納前より大分の米銀を他借し返弁なりがたいためといわれた。先頃も大勢の欠落者があつたといひ、これでは隣国の外聞もよくなく、借銀は五年か一〇年の成崩とすることが評議され江戸へ何うなどされた。また田代での百姓借銀が高利のため、以後一年につき銀子は一割半、米は二割とすることなども決まつた。そのようなか田代欠落百姓は長崎居住のところ六月に召し捕らえてゐる。⁽³³⁾

ところで、先の統計は嘉嶋兵介が調査したもので、兵介は借銀・借米軽減に尽力したとされる。しかし領民困窮者による借銀米と困窮の深刻化という状況は容易に解消せず、領主（代官所）と領民の緊張した関係も醸成された。

元禄一四年一〇月二八日に三郷中より借銀借米差し引きについて願書が差し出されたが、借銀借米差引役の嘉嶋権八は大庄屋・借銀主などへ一月朔日より九日まで吟味した。⁽³⁵⁾ とくに七・九日にかけては昼夜を問わず関係者が病人であつても借銀吟味所へ詰めさせられた。吟味内容は手代・目付へも知らされなかつたといふ。⁽³⁶⁾ 御目付三村市介の証言によれば手錠を掛けられた者が一兩人はあり、水責めの道具も用意されてゐた。⁽³⁷⁾

正代官津江格兵衛などの以上のような証言に對して、嘉嶋権八は次のような認識であつた。⁽³⁸⁾ つまり、貧民は分限を守らず過分の仕方、富民は借銀利分の法を背いて心のままに高利貸しをする。すでに嘉嶋兵介の勤務三年目に貧民数人が欠落している。これは貸し借りの仕法がないため起こつたのであり、兵介はその仕法を作り貧民の借銀も

大分減じた。しかしその後には仕法は緩み貧民が立ちゆきがなくなった。このような状況の中、大庄屋が庄屋や貸し主借り主も巻き込み、借銀に関し「下々差引」を願ひ出るのは、上を軽しめ仕置を妨げることである。なかでも大庄屋三郎右衛門は才勘が優れた者であるにも関わらず、借銀が当事者のみの相対がもたらす弊害を得心しないのは死刑に値する、と断じ、対馬へ連れて行った。しかし三郎右衛門は田代へ差し戻しとなった。このような心得違をする自分（嘉嶋権八）がまた田代へ戻り差配に関われば間違ひを犯すとして、藩庁側の判断に反発して役御免を願ひ出たのである。

大庄屋・庄屋や借銀米主の当事者は貸し借りをめぐるいわば相対仕法（村役人や当事者による決済）を主張したのに対し、嘉嶋はそれを許さない立場を主張しているのであるが、ここには借銀米なしでは成り立たない田代領民の実情が示されている。この一件をめぐっては、結局二年後の元禄一六年に「借銀借米差引」は当事者間で相対で出来るのではなく、「下之差引」には大庄屋三人や町役・庄屋が関わることにし、基本は借銀借米を減じ田地取り放しがないようにする、利息は公定の一分三を越えないこととする、古借銀借米は一年一割の利とする、などとされ一応の決着をみている。⁽³⁹⁾

(3) 田島移動と日用層

藩・代官所は借銀米行為そのものを否定しているわけではなかった。それは例えば「借り銀之益二而当用を達し候故、借し主之心ハ如何様ニ候而も借し主之恩ニ而候と不心得候而不叶事ニ候⁽⁴⁰⁾」と、借銀主の意図はともかく、借銀の益により生活が成り立っているものでそれは借し主の恩としており、借銀の存在意義を藩側が認めていることからわかる。しかし問題は、「身体不相応ニ甚高利之借銀借米」をし、結果的に「毎年元利等相払候二付、古来より持来候田地ニ取離⁽⁴¹⁾」すことであり、これが欠落者発生にもつながるとの認識であった。欠落者の発生は領内の生産

基盤を揺るがすことになり、藩財政・領主経済にとってそれは避けるべきことであつた。

したがつて嘉嶋権介一件にも示されるように藩・代官所側は借銀米の当事者同志の相対行為に無関心ではいられた。しかし、元禄一六年より正徳二年までに三郷両町（両町とは田代・瓜生野）での隠れ借銀は一七六貫八七四匁七分九厘、うち九貫一三二匁二分九厘は他領より書き入れなしの借銀といい、同じく隠れ借米も二八〇俵二斗一合四勺で、これらの借り主は四八〇人にのぼり、田代代官所は「自由二田畠屋敷を譲渡借銀手形書入之田畠質二入置候田畠等不遂案内銀主江相渡候族、村々両町へ数多有之」と現状を憂えたのである。⁽⁴²⁾

貞享二年成立の「基肄養父実記」にはすでに、借銀借米に端を發した耕地の階層分解による貧富の差が拡大する傾向を示す記事が載る。それによれば、田代領の百姓凡そ二千竈余のうち、田畠を全く持たないものは四五〇竈余、また田・畠・屋敷のいずれかを持たないものは二八〇竈とされ、他方、一人で五〇石・一〇〇石から三〇〇石以上の田畠所持の階層も存在し、百姓の身上には明らかな階層差がみられた。また富民は利ある田畠ばかりを持ち、貧民は利なき田畠を所持していると指摘され、「貧富大に違へり」としている。⁽⁴³⁾土地集積を行った牛原村の磯野家は分地を行つている。⁽⁴⁴⁾藩・代官所側は借銀借米による無理な田畠取押を禁止し、非法による地主制形成を抑止しようとした。⁽⁴⁵⁾しかし、年貢不納者の田畠取り上げという矛盾するようなことも強制した。例えば享保一八年、姫方村辰右衛門は年貢を数年滞納したため、「借替上納済置」き、取り上げの田畠および水車株は藤木両村上分百姓へ下された。一〇月一九日に姫方村と藤木村の地面の内訳畝数が記録されているが、代官所側が介入した田畠移動とみることができる。⁽⁴⁶⁾

もちろん質地在を窮民が請け戻せない状況に対し、藩・代官所側も郷中用銀を借り手に貸して、借り主・貸し主ともに迷惑しないようにいづれも請け返すよう指示するし、⁽⁴⁷⁾百姓持分田地の永代売を認めない立場から、質地年限を一〇年、ないし五年、三年と制限した。⁽⁴⁸⁾しかし郷中用銀の貸し出しの目的の一つは貸し主の權益保護であり、質地

期間の年貢などの納物は質取者が行うものとされ、貸し主、質地地主の利益優先の土地施策という性格も有した。天明八年には、田畠や家屋敷の質入は銀主へ見届けさせ証文に町役・組頭が奥印して渡し、永代譲り渡しの場合には持ち主・奥印の組合の者が立ち会い庄屋元の名寄帳を手数の通り改めることと取り決められている。⁽⁴⁹⁾藩・代官所側も事実上の土地売買による地主を制度的に認めることが、年貢をはじめとする上納物の安定的確保を保障するとみなすようになったのである。

かかる状況下で、領民のなかには困窮により生活が成り立たなければ欠落に追い込まれる者もあった。延宝五年、神辺村の一家が書き置きして欠落した。借銀の催促が厳しかったためで、借銀主は磯野壽延である。「磯野壽延記」を残した壽延はこの時三五歳の庄屋であった。欠落者一家は欠落先の長崎より連れ戻され、貸し主である壽延と「対決」させられ対馬の田舎差し送りとなっている。庄屋クラスの富者が借銀主である場合にも欠落は生じた。⁽⁵⁰⁾

嘉嶋兵介は「何も数年身持悪敷仕、大分の借銀借米仕居、至于只今難儀に存」じ、父母などを捨てて逃げ去る欠落を「重罪」とした。兵介は、いわば身持が悪く肉親も捨てて道德の問題とみるわけで、村ないし組を単位に欠落者に対し連帯責任を取らせることでその防止を図ろうとした。⁽⁵¹⁾このような欠落者に対する眼差しは領主層に共有されていたであろうし、防止策も根本的なものとはなりえず、負債による夫婦無理心中という悲惨な状況もあった。⁽⁵²⁾

質入や事実上の永代売などにより田畠を失った人々は日用稼で糊口の道を開かなければならなかった。田代領内では代官所が行う川普請などのいわば公共事業や役所遣としての駄賃稼ぎがあったが、物価上昇のため代官所関係については費用賃金の値上げを認める姿勢であった。⁽⁵⁴⁾また「物価高値」につき田代から博多・佐賀・久留米などへの駄賃銀値上が実施された。⁽⁵⁵⁾しかし日用稼・職人の賃金も公定でありたびたび増加要求が出されたものの、藩・代官所側はこれを禁止するようになった。⁽⁵⁶⁾

田代領外からの日用層の流入に対し、代官所は領内日用層保護の観点からそれを制限する立場もとった。すなわ

ち、領外からの者を日用賃が安いいため雇ってしまうが、ただでさえ日用の機会が少なく他領へ日用稼にでる田代の者がいるのに、他領者を雇用すれば領内の飢者の日用の機会を奪うことになるとして、天和元年二月六日に禁止した。しかし貞享元年一月二三日には、往來切手を所持する身元確かな者を雇用する条件で旧に復している。これは、領内の日用が少なく他領者を抱えざるを得ない状況の改善がなかったためと思われる⁽⁵⁷⁾。元禄三年七月には田代領分の日用取は少なく、賃銀も高く迷惑であり、身元確かな他国日用取を積極的に認可すると明言された⁽⁵⁸⁾。他方、田代領外、とくに長崎への日用取の流出も多かったとみられる。田代領の日用取不足はこのような事情に起因すると考えられるが、代官所側は長崎など他領への日用取が農業疎略さらに商売所ゆえの百姓風俗悪化の原因ともみなし、長崎などへの費用稼を禁止するようになった⁽⁵⁹⁾。

つまり領主層には、困窮化による不可避免的な日用稼層がいる一方で農業を忌諱し領内外での賃稼をのぞむ階層も多くなったと捉えられるようになり、元文二年には農業を厭う細工稼ぎを禁止とし⁽⁶⁰⁾、宝暦八年には領内で農業に従事すべきとして領外稼ぎを禁止している⁽⁶¹⁾。

農業経営に生活の向上を見いだし得ない人々が、領主側の意向とは別に農業以外の生業活動の場を日用という労働形態で見いだしつつあったのである。

二節 訴願と改革

(一) 訴願と地域社会

田代領は対馬藩の飛地であるが、寛文六年九月に百姓からの訴訟が多いたため代官仕置監察として目付が派遣された。表向は穂検見であったが、生活の成り立ち具合の見聞、宗門改、対馬への男女売り渡しや地主・請作の実態、

百姓零落の背景、代官仕置きの内密な調査、郷中からの訴状訴訟の内検などが行われている。⁽⁶²⁾このような目付派遣は田地地域の社会状況の変化が背景にあったと思われる、対馬藩庁による実情調査であった。これまで述べてきたような災害や流行病、領民の困窮化、田畠の質地化、欠落や日用層の増加などは地域社会の変容の内実といえるものだろう。

享保五年夏の洪水にともなう困窮の深刻化は、代官中島伝左衛門の領内に関する報告の真偽調査を直接の目的として目付派遣にいたった。享保五年から六年にかけてのこの目付派遣（御目付・徒目付）に際し藩は次のように指示した。

田代代官所役人との接触を田代発着の日を除き極力遠慮するものとし、このため町屋に宿泊とした。雨天をのぞき毎日一村ずつ回村し働きに出ていない老人に困窮の状況について尋ねる。それ以外のことを聞き出す必要はない。一村で五・六軒ほど訪ね村人の話と実際に見及んだ様子に相違ないか留意し記録して覚書を作成する。三四ヶ村あるので一日一村として四〇日ほどかかるはずである。村には歩行し百姓屋では湯茶のほか馳走をうけず、昼飯は持参する。徒目付作成の記録も封状にして自分作成の覚書と同じ箱に入れ博多経由で対馬へ送る。その際、御目付と徒目付のそれぞれの聞き取り内容・収集情報が一致するか否かを確認の必要はない。廻村中、百姓が道筋で休んでいるようであれば百姓屋で聞き取るのと同じように尋ね帰宿後覚書に記録する。途中で出会った百姓の名前は決して聞いてはならない。御目付と徒目付は同道する必要はない。二人が同日に同じ村に聞き取りに向かないようにする。上層百姓の家に立ち寄らず、一村につき並百姓屋・百姓屋とみえる家をそれぞれ三軒ほど訪問する。宿所に投げ文・落とし文されたものも封のまま対馬へ送る。⁽⁶³⁾

代官所役人や他目付に影響されない独自の調査が目付に要求され、中下層百姓からの生の声の聞き取りに留意されている。それは領民の投げ文・落とし文の受納（意見受け入れは別）という姿勢にもあらわれており、磯野壽延

はこの時の目付派遣について、領中の人が様々なことを認め綴じ本あるいは巻紙を目付の宿所へ持参したと記す。⁽⁶⁴⁾
田代領民が代官であろうと自ら主張している様子がうかがえ、そこから地域秩序の変容が知られる。

藩側は訴願差し出しを否定はしていなかった。むしろこの時期には名前明記を条件に推奨しており、在町役人に對しても、郷村のことはもとより「御政事」についても遠慮なき上申を指示するにいたった。⁽⁶⁵⁾先述の享保五年から六年にかけての目付派遣後、六年七月の用銀方改正に際し意見があれば申し出るように布達、領内から七八通の願書がだされ、藩は返答している。⁽⁶⁶⁾領民願書の基本は用銀が本来は領民のものであるという発想であるがこれに付随して様々な意見が開陳される。⁽⁶⁷⁾

藩側はこれらの訴願を通して田代領民のある動向をみていた。それは役人側と百姓側の対立である。すでに大庄屋梁井藤兵衛は貞享四年一〇月の意見具申で、田畠の無所持者などが増加しているので、年貢減免はそのような層にとつてはあまり効果が望めない、百姓は「時代二より我々より何分二申付候而も曾而承引不仕」と時代もかわり大庄屋など村役人の指示をないがしろにするとし、「御屋敷御風儀相鏡、御見まねを仕事二候」と為政者の姿勢が重要と指摘していた。⁽⁶⁸⁾

しかし対馬藩庁側の見方は多少違っていた。先の目付派遣後にあたる享保六年七月、藩庁は田代代官幾度六右衛門に對し次のように指摘した。すなわち当年（享保六年）の春以来、領中への申渡の基本は「人情」を用いた「政道」を行うということである。ここ二〇年程、基肄養父領分には人情を重視しない政道が行われる「非常之大病」がある。手代役以下の役人層の者は、目付が対馬より派遣されることにより百姓が「上」（対馬藩庁）にもたれかかり、手前勝手申し立て大小庄屋のみならず代官・手代などの役人層も恐れず輕しめると主張するがその見方はあやまりである。百姓たちは財政困窮を理解して夫實金三匁の要求通りではなくても同二匁で普請に携わった。これをもつてしても百姓たちが救済や上にもたれかかっているとはいえない。隣端（隣藩）には田代代官やそのものと

の諸役人層と惣百姓との騒動と噂された。大小庄屋は田代領中に困窮者なしと報告し、代官もこのような申し分を信じ正副両代官連名の書状で領中の困窮者なしとした。これは目付に出された領中の者からの訴願内容と相違する。つまり田代領中が「御代官並大小庄屋ハ一方ニ成リ、御領中之百姓ハ一方ニ成リ」という「両様二分レ」たように対馬からはみえる。代官は上にもたれるような状況があつたとしても「叱」はせず、丁寧に「諭」すべきである。もし代官が叱れば扶持人以下庄屋・町役まで代官の一言の叱を手本として無理に百姓町人を押さえ込みその害は決して軽くはなからう。

このように対馬藩庁側はむしろ大庄屋・庄屋層の百姓層に対する見方について異議を唱えた。田代代官も一部の庄屋層に問題があると考えていた。すなわち当春以来百姓の心入れが悪くなつたとする庄屋の口上書を批判し、目付が渡る前までは庄屋は百姓が苦しみむこともさせ、百姓が願わないことも願つたように装つて、代官・藩庁へ訴えていた。また百姓を押しつけることが出来なくなつたのは、藩・代官所側の憐憫がすぎるから百姓が我が儘を申すようになったと庄屋側は主張するが、これは庄屋のうち心入りが悪い庄屋の棟梁が存在するからと指摘し、庄屋は彼らへの疑いを書き付けた百姓を憎むのではなく、庄屋仲間でも悪しき者を正すと考えるべきと代官は糾している。⁽⁸⁹⁾

さらに代官は手代など代官所詰の扶持人層批判も行つた。すなわち、ここ二〇年ほど田代領中の仕置きで末々への咎めが以前よりは多くなり、実情を申し出ることを恐れる傾向がでてきた（水車の件、草山を立山にする松山の件など）。それは扶持人の心が何となく末々（領民）を軽んじて百姓たち領民の憂いを勸案せず、偏に奉公立だけを考へるようになってきたためだ。末々のためにならないことは上の御為にもならない道理を扶持人たちも理解すべきである。定免制になり豊凶にかかわらず年貢は一定上納されるシステムになつたため、扶持人は田畠のことは「御為」（藩主）になるような功績もあげられないと考へるようになり、水車の件や松山の件など、田畠の害・人民の害になることも構わず、その害・憂いを聞き及んでも聞き捨てにしてきた。手代以下の役人が年貢のことは

かりを重く考え、百姓の作得を軽く考えるようではよくない。このように田代領民の実情を省みらずひたすら藩・藩への奉公のみを扶持人層が考えていると問題視するのである。領民を省みない仕事は真の奉公にならないという認識である。⁽⁷⁰⁾

以上のように一七世紀後半期になると地域社会の秩序が変容し、田代領では大庄屋・庄屋などの村役人と百姓層の対立、また領民を視野に入れた扶持人層の行政意識の希薄化などが見られてきた。とくに前者の問題に關すれば、藩側は庄屋層を二つの階層、つまり「心ある者」と「悪キ風俗ニ習ヒ居候者」で捉え、後者の申し立てを前者が制止できずに「一同の連名となる」と見ていた。また百姓についても、現在は何事も末々の願いを聞き入れてもらえらる時節と言ひふらして村中に同意しない者があつても村中一同の願いとするともており、村民や村相互の領主に対する合意形成の虚偽性を認識していた。⁽⁷¹⁾

(2) 村役に関する改革

a、帳簿の公開

村役人と百姓の対立状況の具体相として年貢関係の諸帳簿作成をめぐる百姓による村役人への不信の眼差しにも藩・代官所側は応えてゆく必要があつた。先の目付派遣後の享保六年一二月、貫銀帳の改正があつた。つまり、年貢・小物成のほかに田畠に掛かる銀高(貫銀)の一村単位の帳面が二つ作成されるようになった。一つは庄屋作成分で大庄屋を経由して代官手代へ差し出しとされる。今ひとつは村方作成分で百姓の内で読み書きが出来る者がその村の出銀高を帳面に記し封印、目付へ差し出すものとした。この二つの帳面が代官と目付から藩庁へ送付され増減が検討されるのである。⁽⁷²⁾享保八年九月には年貢小物成帳面の庄屋より百姓・小百姓への公開が指示された。⁽⁷³⁾宝暦七年七月には年貢取り立てをめぐる庄屋に対する百姓の疑いが顕在化し、藩・代官所側は庄屋が明白に説明しない

から疑念が生じるとし、庄屋は百姓共安心を心懸けねばならず、公正な帳面作成を指示している⁽⁷⁴⁾。さらにこの年一〇月には、元禄期の定免化に際する百姓の疑心は予測できたとし、各村役宅に上納品の書付を百姓中出会の間に張り出すと決められた⁽⁷⁵⁾。

b、入札制度

入札による大庄屋・庄屋の選任制度も享保六年六月に開始された⁽⁷⁶⁾。田代領中より目付へ提出された書付の趣から、庄屋・百姓に詮議がかけられると、百姓側にも詮議をうけ返さなければならぬ人数が大分となつて、詮議の日数分が百姓働き方の損となり、貧民はますます困窮が重なる。このため、領民による入札制が導入されたという⁽⁷⁷⁾。つまり田代領百姓の村役人に関する訴願提出が入札制導入の直接的背景となつた。しかし、対馬藩の郡方役人を長年務めこの時期田代領支配について意見を求められた陶山庄右衛門は代官見立ての役人は例え勤め方が悪くても見立て違いと指摘されるのを恐れて役人変更をしにくい⁽⁷⁸⁾が、入札であれば代官に責任がないため差し替え安いと、この年一〇月に対馬藩年寄中へ意見具申している。ただ藩側はあくまで「百姓之為ニ可宜与存候者を見立テ入札イタシ⁽⁷⁹⁾」という原則を主張し、親しい者や最良のような「私之筋」ではなく「公ケ之筋」の立場からの入札を求めている。しかし実際には領民が「正道」な「札入」をしない恐れを懸念したり⁽⁸⁰⁾、入札をめぐり庄屋より賄賂をうけた手代の噂がでたり⁽⁸¹⁾などの問題も起こつた。

とくに入札とはいっても先任庄屋の倅・孫などの血縁者が選任される傾向が強かつた。享保六年の真木・安楽寺村庄屋の入札選任に際しては、高持百姓が札高の上位者ではなく先庄屋の倅の就任を代官所に要求している⁽⁸²⁾。これには高持百姓（本百姓）と無高百姓（水呑百姓）の対立がうかがい知られるが、次のような事例もある。同六年の瓜生野村庄屋は、百姓数二五人で札数二五枚、徒目付田井格左衛門の立ち会いで入札が行われ、開封の結果、全員が庄五郎であつた。これは先庄屋善四郎の倅である。善四郎は瓜生野村庄屋を八・九年勤務し、勤務態度もよく村

中一統が帰服していた結果、倅庄五郎に一統入札となったようだ。と田代代官二名は藩庁へ報告している。⁽⁸³⁾

瓜生野村の事例から事前に村中で話し合いがもたれたと想定されるが、村庄屋を先任の血縁者とすることを代官所に申請するのはしばしば見られた。⁽⁸⁴⁾

このように村役の入札選任が享保六年に導入されたものの、むしろ藩側の事情が強く考慮され、また先任者の血縁者就任が多く、近現代の選挙制度とは異質な性格を持っていた点は留意しておかなければならぬ。⁽⁸⁵⁾しかしこれは従来の世襲庄屋の性格とも相違するのであり、たとえ倅などの血縁者の場合であっても、年齢・人柄相応として庄屋役を務め、勤方相応として本役に就任とされていた。⁽⁸⁶⁾このようないわば入札・仮役選任法は大庄屋・町役にも適用された。⁽⁸⁷⁾

c、庄屋給の問題

庄屋の入札選任は様々な制約がありながらも世襲性を否定するものである。そこで庄屋給のあり方が問題になり、庄屋役離任に際して庄屋給返還の方針を藩側は打ち出した。これに対し、古来持ち来り居る庄屋給三〇石（田畠屋敷）を役料地として取り上げるのは難儀と庄屋側は反対した。本来自分の田畠を役料地とされたのか、上（藩）から役料地として与えられた土地なのか区別・吟味が必要と庄屋層は訴えたのである。不調法で役を召し放たれる者の田畠・屋敷取り上げは仕方ないが、数年勤務して極老で交代する者へは自分の田畠家屋敷を渡すように主張した。これに対し藩側は「庄屋の家々の申し伝へ」と「村中の者共の聞き伝へ」ばかりで確実な「証跡・証文」がない場合は庄屋の主張を取り上げないと判断した。⁽⁸⁹⁾さらに代官所など役所に分명한証拠がある場合は、その証拠に基づき「実事」と認定する。もし「手前之証拠ばかり」を申し出て役所でその証拠が確認できない場合は、例えば「実事」であったとしても認められない。したがって庄屋のうちで数代銘々の持ち分を庄屋給と名付けていても、分명한証拠証文がなければ「実事」とは認められない。証文というものであっても、紙と墨付と年号との相応・不相応を勘

案し、書かれた内容が少しも疑わしいところがない証文でなければ「実之証文」とは認めない。このように藩庁は代官側に指示し代官側も了解したのである。

これに対し一部の庄屋は証文はないものの庄屋給三〇石が先祖伝来あるいは買い取ったものと主張した場合もあったが、役召放ちによる没収を除き、⁽⁹¹⁾実際には先任庄屋の家が引き継ぐ場合もあり、実施は少なかったであろう。ただし庄屋の既得権と考えられてきたものが証拠主義という客観的基準で見直しの対象になっていることは庄屋など村役の性格が、入札制導入とも相まって変化してきたことをうかがわせる。

(3) 百姓觀をめぐる役人の立場

延享二年九月、田代代官所の地役人である手代・大庄屋・庄屋が総辞職願いを提出するという騒動が起こった。彼らが前述した代官所機構を構成する第二・第三階層の役人であることはいうまでもない。⁽⁹²⁾その原因は「伊左衛門差図之いたし方如何敷所より之儀と相聞候付、手代庄屋共一統ニ御断申出」とし代官浜田の仕置にあると手代役はしている。直接的原因是重陽の節句に際し庄屋たちが代官所へ遅参したことにあった。これについて翌一〇日と一日に代官浜田が庄屋層を召し寄せて申渡したところ、「言葉荒」として庄屋が立腹し、一五日に庄屋中が残らず書付を差し出し役儀交代を申し出たのである。翌一六日の晩方には万本山に基肄下郷・養父郡の百姓たちが集会しているところ到大庄屋弥平太が通りがかり立ち会った。浜田をこの時の状況について弥平太に書付を提出させ、これにより庄屋の「処置」で「百姓を騒がせたる」と判断したのである。

ここには代官浜田と手代や大庄屋・庄屋などの村役層との微妙な関係がうかがえる。浜田は連年続く百姓層の上納延引願を押さえるようとしていた。米大豆の未収は一万俵に及んでいるためである。作柄についての浜田の見立てと百姓たちの見立ては齟齬すると浜田は主張する。彼は「当年上村之米出来随分宜」とみえるが「雨過」のため去

年より「劣」なのか「中分位」なのかと「素人」ながら判断するが、百姓たちの書付には「殊外之不作」とし、「下之存念」（百姓層の主張）と「私申付」とが食い違ふとした。その原因を浜田は田代の風俗が「万事ニ付計策を専」とし特に近年は「我々下知中相届兼」ねるためと断じた。今回も浜田自身としては百姓たちに「非法」を申し付けたとはとても思わないが、百姓たちはかえつて「恨を含事を企徒党を以返報」と言い切る。このような「人情」について自分は「愚育」で理解できないと非難するのである。

これに対して大庄屋・庄屋は次のように主張した。つまり、百姓たちもこのような行動が、「上之御為」にならないのは得心しているが、とくに浜田の下知を考えれば、百姓側の軽い手違いでも重き咎が与えられるため、内心注意していた。近年は水入村（下村）の損毛が著しく上村による補填が上村自身の出来劣りで困難な状況である。したがって上納延期願を出したが現状ではそれが認められそうもなく、取り立てが続けば、百姓も騒動に及ばざるを得ず、これでは大小庄屋の不調法は重く、したがって役儀が勤めがたいとするのである。とにかく「不才我々不及心底諸事下知難相届御役相勤得不申体」と、領民に村役人としての指示が十分に届かない、つまり納得が得られないとしたのであり、同様に手代三人も事態収集に及びがたいとして辞職を願ひ出ている。

ここには、代官浜田が描く

百姓ハ諸作を作り候而上江指上候生業之者ニ而、納メ物さへ指上候得者、其御蔭ニ而ハ余米と申茂有之、地面之延茂有之、作り徳之物茂有之、ケ様之品々ニ而妻子迄養申事ニ候得者、上之事を大切至極ニ存、先ツ壹番ニハ平米之献上を仕、其後段々ニ刈取候所茂上納前を屹度心当直し置候而、其外を自分之用ニ不仕候而不叶事ニ候得共、此心得ニ取違有之、上を大切ニ不奉存候所より、天罰茂候哉、水入村之損毛毎年之事ニ相成、最早下村ハ乞食同前之者有之様子ニ候、上村連も只今之分ニ而者、以後之世業無覺束候

に示される、領主の恩により百姓が成り立つており、それに従わず上納を怠れば天罰が下るといふ、近世領主が有

したいわば典型的な百姓観がもはや百姓層には受け入れがたいものになっていることが示されている⁽⁹³⁾。

代官層にとつても地役人にとつても、年貢徴収を基本とした支配行政に対する田代領民の意識の変化は大きなものがあり、そのような動きに伴う地域社会の変容を見通した新たな支配政策が準備されねばならなかった。

三節 改革理念と政策展開

田代領は対馬藩飛地であるが平地に乏しい本島に対しそれを抱える田代領は米年貢収入の確保という点で重要な所領である。藩庁は幕藩法令に直接抵触するような問題を除き、基本的には田代領の行政支配は代官に任せるという立場であつた⁽⁹⁴⁾。しかし享保期の中嶋伝左衛門、寛保・延享期の浜田伊左衛門の場合をみたように、地域社会の変化にともない十分な年貢確保が果たせず代官行政支配に揺らぎが生じつゝあつた。

目付派遣に示されるように対馬藩庁はかかる状況に対して直接的な指示を出すようになってきたが、その柱の一つは儉約令であつた⁽⁹⁵⁾。しかし宝暦期以降、儉約令（宝暦二年八月）に加えていくつかの試み（改革）がなされるようになってきた。その中心は従来進められてきた役人問題と地主・小作日用層問題の二つであつた。

（一）役人改革の進展

儉約令が出された宝暦二年の一月に元養父郡大庄屋で柚比村に流罪となつていた太左衛門が書付を藩側に提出し、代官所詰の扶持人（地役人とも。いわゆる代官所の第二階層役人）や大庄屋・庄屋（第三階層役人）に関する問題点を指摘した。彼は川成開発（河川化した土地の耕地開発）や消失土地の上納米も要求する用銀制度（備荒や救銀など領民救済を本来の目的とした制度）は厳しく、社地仏地の材木代銀や芝居の落銀、富札の落銀など様々な

財源も用銀確保のために視野に入れるべきことを指摘するが、このような問題は本来であれば扶持人たちからすべきとする。しかしそれがないのは、手代役をはじめ彼ら自身に親疎の隔たりが多く勤務にも私欲が絡み、御上のことを思わないかおもねっているためと主張した。したがって太左衛門は自分の主張は田代代官所では取り上げてもらえない恐れがあり国元での評定を要求した。さらに水損村⁽⁹⁶⁾の年貢を上村が補填するため上村の免方は高くなるが、大庄屋の割付や庄屋の指示に対し邪欲・私欲を百姓層は感じ取っている、とも発言した。⁽⁹⁷⁾彼は扶持人の役人意識や村役に対する百姓層の不信感を指摘する。さらに姫方村百姓惣五郎や萱方村百姓中のように毎年三ヶ月ほどの藩主ないし目付派遣を要求する者もあった。⁽⁹⁸⁾その背景には太左衛門と同じ問題意識があるう。

このような状況をうけて、宝暦七年に手代役および村役層に前後して申渡があった。手代中へは九月に書付があり、人民の疾苦を問い尋ね下情に通じるべき(一条)、大小庄屋の勤め方を親疎無く申し出る(二条)、村廻りを間断なく行う(三条)、心付を差し出すような者があれば申し出よ、当役(代官)の気に逆らうような事でも後難を厭わず申し出よ(四条)などと指示された。⁽⁹⁹⁾同年七月には、大庄屋・庄屋・両町役ならびに一村より頭百姓一人・平百姓二人ずつ召し寄せられ法令が示された。そこでは、一村限りに捨高所載、その際百姓・平百姓立ち会い段取り極めすること(一条)、一村より勘弁高所載差し出し(二条)、郷貫銀と村貫銀は毎月差し出し(三・四条)、年中都合の入目現高書載差し出し(五条)、人馬賃錢請け取り員数書載差し出し(六条)、村々欠米の訳付と員数書載差し出し(七条)、諸取り立て以後帳面二通差し出し(八条)、年貢二月一五日程目録差し出し、諸上納は二月二〇日程の上納(九条)、古法の通り村々諸帳を毎年差し出し(一〇条)と通達された。⁽¹⁰⁰⁾捨高(年貢の用捨高)の際に百姓を立ち会わせるとともに、諸帳面提出を確認するとしている。元禄期の定免制以降、原則としては年ごとの定納年貢の用捨は認められないわけだが、実際には水害・山崩などの災害が考慮されて用捨高が設けられていた。ただし藩側には百姓層が不当にそれを要求するとの認識があり、百姓層は大庄屋・庄屋がそれらの認定をめぐり不

正があるとの疑惑をもったわけで、このような問題解決が意図されていた。

これとともに同年六月から八月にかけて大庄屋⁽¹⁰⁾や庄屋の罷免・交替⁽¹⁰⁾がされた。さらに、宮浦東、城戸、小倉の各村庄屋へ出銀が命じられ、幡崎、牛原、養父、瓜生野、真木、今泉の各村庄屋へ出米が仰せ付けられた。⁽¹⁰⁾おそらく、庄屋層と富農層がある程度重なること、出銀・出米が期待されていること、それが理想的な庄屋であるとの藩側の認識の強制的な実践とみられ、それができずむしろ村方と一味して藩側の意向に反する庄屋が罷免されたと思われる。その際、持ち高も没収されることから、富者としての救済精神欠如とされる罷免であろう。藩側は富民が凶年時に下層民のために働くべきとの認識を持っているが、近年は富民はいなくなったとしており、⁽¹⁰⁾富民として窮民救済の社会的役割を果たし得ない庄屋層に、先に述べた捨高の問題などを含めた百姓との確執がある村役層も加え、罷免・交替になったと考えられる。

さらに同年九月には庄屋給改定も指示された。この問題は先述のように以前からあったが、ここで改めて庄屋給の内々の預け置きは庄屋給地がそもそも永代に下された土地ではないので禁止とされ、また庄屋給を二〇俵、庄屋給地は百姓地同格と位置づけられた。⁽¹⁰⁾

(2) 地主制と給銀

この時期、田代領内での農業は地主経営が一般的になっていた。災害（天災）などを契機に困窮化が進行し、質地による事実上の田畠永代売り渡りで奉公人・下作人が析出されていた。しかし生産基盤の維持向上ないし年貢確保という点から藩側はその弊害への対応にも迫られた。

宝暦六年、藩側は田畠作毛（収穫量）が以前と比べ劣るのは天災ばかりではなく、田畠を持つ百姓町人が漸次自作を止め田畠を下作に任せるからとした。下作人は牛馬の所持がままならず食用も乏しいところから耕作手入が行

き届かず、その結果、收穫量が減少する。したがって来年から田畠所持の者は基本的に自作とし、余計の田畠を持つ者で自作できない部分や遠方の村で自作困難な田畠以外に自作を促すとし、わずかの下作地で困窮する者は大庄屋へ申し出ることにした。⁽¹⁰⁾

そもそも藩側は奉公人・下作人に対して、「平日之身持業作不宜」あるいは「勝手つく二宜候而請作仕」、つまり日頃の怠業が原因で田畠を手放した者、自らの勝手な都合で請作を行う者、の二タイプとして捉えていた。天災などに対する救済がないために借銀借米し必然的に田畠を手放す、ということとは意識されず、下作者自身に原因があるとしたのである。⁽¹⁰⁾したがって自作は少なく下作化することで、地主の損失が多いとの見方になる。⁽¹¹⁾

今ひとつ問題は奉公人・下作人の給銀高騰があった。「御領中一季奉公人之下男下女、近年風儀悪敷罷成、隣国之奉公人二連、働方不精有之、殊ニ過分之給銀を取候⁽¹²⁾」と、その道徳性・勤勉性に問題があるとされ、このため高い給銀を要求するとの評価である。したがってしばしば下作人のみならず奉公人の賃銀・給銀高が公定された。天明八年の一季奉公人規定では「上ノ下男」が二〇〇匁、「日雇賃」が六〇匁と一〇〇文手飯と定められている。⁽¹³⁾

しかし藩・代官所側が給銀を定めてもその運用は困難であった。寛政三年に次ぎのような達がでた。すなわち天明八年に給銀高を設定したが、表向きは守るようにみせて内実は相違すると聞いている。奉公人五人抱の者であっても高騰から三人に減じなければならぬという状況になっている。そこで一町一村に相応の者を選び奉公肝煎を決め各町村ごとの名簿を作成して、奉公人給銀設定に際し相互に奉公人の勤務ぶりに関する情報をやりとりしながら関与する。また在町ともに奉公人に関わる役を頭役と定める。村町ともに年ごとに奉公人および召し抱え人の名前と人数を吟味して、町村単位に頭役が書付を肝煎に渡す。奉公人の家出の場合は召し抱え人より肝煎に報告し頭役が召し抱え人と奉公人について確認し、家出した奉公人の居つき先の頭役・肝煎と連絡を取り、加勢などの場合もあるため吟味する。肝煎人には世話賃が召し抱え人から五匁、奉公人から三匁、二季に渡される。日雇賃金も天

明八年に定めたがこれについても肝煎が雇先を吟味する。奉公人・日雇ともに増銀があれば頭役に報告する。もし増銀があつても隠密にした場合は召し抱え人だけではなく肝煎も処罰されるというものであつた。⁽¹⁵⁾

給銀規定の実効性を担保するために地域共同体を活用することが目指されており、奉公人（労働者）の道徳性・勤勉性を問題とする藩・代官所側の思惑とは裏腹に、いわば給銀・賃銀労働が田代領社会にも深く根ざしており、それを認めざるを得なかつた藩の立場が理解される。⁽¹⁶⁾

四節 道徳性の教諭

対馬から派遣される代官は数年で交替する。⁽¹⁵⁾したがって「費の軽重」、いわば領内行政・財政運営の正否は手代と庄屋役の責任とみられていた。⁽¹⁶⁾しかしこのような改革の実現には代官の責務は重要であつた。ところが田代領民の代官の指示に対する姿勢の変化が認識されていた。例えば領民困窮のため伊勢参宮の禁止の指示に際し、天和の頃までは令すれば領民は従っていたが、当節（寛政三年）は「我々不徳之身分」（代官は小川左軍）をもつて文面のみにて千百度申し諭しても聞き入れない、このため指図が行き届くよう「愛憐之情」がつくすべきとされた。⁽¹⁷⁾ いわば情に訴える道徳性が重要とされたといえよう。

すでに正代官浅井求馬介は天明三年七月に代官像を提示している。つまり、「人民」（領民）のあり方を規定するのは代官の姿勢・道徳性であり、代官に邪曲があれば人民に惑が生じ、御法・上を侮り、指示にしたがわないようになるとした。その上で一ヶ条の代官の姿勢をはかる基準を示し、⁽¹⁸⁾代官は「上の為」と同時に「人民の為」でなければならぬとした。⁽¹⁹⁾

そしてこの年九月に嘉嶋兵介より高恩をうけた一人の大小庄屋のうち、困窮せずに健在な五人の子孫の庄屋が

在町の頭立者（有力者）に呼びかけて石碑建立を申請した。それは「在勤勲功功德之次第永世二相伝度」⁽¹²⁾ といふものであった。

このように代官の責務が道徳性を伴って認識され、嘉嶋兵介の治績顕彰は村役などの中間層にも共有されていたことを示している。いわば人徳があり治績をあげた代官像が嘉嶋兵介に仮託されながら意識化されていた。

代官小川の「愛憐之情」の述懐はこのような動向と無縁ではなく、領主側から見れば「人民」（領民）の捉えきれない動きが、却って道徳性を意識させるのであろう。

したがって領主側にとつての百姓像も模索された。宝暦十一年正月、副代官小田儀左衛門の口達はその一端を示している。それによれば、百姓は領主より土地を分け与えられており、年貢を納めさえすれば、作益を得ることができ、それは領主の高恩である。邪欲私欲をなすのは一時的に利益がみえるが、正道の仕方ではなくいづれ冥利を失う。それは水を流す樋木がいずれは腐るのと同じである。農業のみに心を寄せるのが百姓の生得の仕業とした。

さらに天明期の儉約政策の一環として出された儉徳仕法のなかでは、「百姓共之心得方」は「正直を第一として親に孝行いたし兄弟二睦敷、耕作精二入正路二相勤、御法度之筋を守り、村中不和二無之、万事人之為深切を尽、我儘なる義無之様可心得事」とされた。しかし「近年之百姓之風儀」は「悪敷相成或ハ商人風之見真似をいたし、又者諸事大酒を好候者茂間々有之哉二相聞」、そして「不埒之身持より終ニハ持抱之田畠茂売払、百姓之株を潰し候様成行、村方の妨ハ不申及、つづまる所 上江茂奉掛御厄介候儀茂間々有之」と近世中期以降にみられた地域社会の変容が領主側の立場から論じられる。要するに「百姓之本を忘身分を不弁所より之儀二而、其根元ハ村方一統之風儀正しからざる所より右躰之人柄茂出来候事」と村方風儀の悪化が人間性・道徳性に問題を生じさせているとし、したがって「銘々之身持屹度相慎家内之示方可心掛」と断じた。本来、百姓としてなすべき事をなさない、つまり道徳性に欠けるので、身持ちを崩し、百姓株も潰すという見方である。この個人の問題は村方・共同体にとつ

ての支障となり、さらに上（藩・代官所）へ厄介を掛けることになるのである。かかる認識は田代・瓜生野の町役や組の問題としても「町役者其町中を引請組頭ハ一組を引受、諸事町役之差図を請候而組中を相示候主意ニ候得共、組頭者其組合を我家内之様ニ相心得、万端深切ニ無之候而者、町役之差図も不相届町役之差図届兼候而者、其上ニ立候役々之下知も不行届候様成行、押詰上之御威光薄く相成、御政治之筋不行届道理ニ候故、此所深相考、組合之者も又組頭之下知を相背問布候事」と指摘された。在町役人の重要性が改めて強調され、上の御威光―上の役々―村町役―組頭―組―個人という社会秩序観のなかで、共同体と個人の道徳性が問題にされている。

このように道徳は個人の資質を高めるといよりは共同体（村・町）や上（領主）支配の秩序を守るために重要なものと位置づけられた。天明三年、基肆上郷永吉村の百姓貞平が、孝心があり公役方・耕作方も十分に勤めたとして褒賞された。とくに孝心が君臣父子夫婦兄弟朋友という人間関係の基本とされ、百姓貞平の孝行について田代領中へあまねく周知させた⁽¹²⁷⁾く、行跡の書付を在町の役人たちが写し取り、受け持ちの領民に申し聞かせるよう達せられている。親子・家族関係を構成する孝という徳目が個々人に備わることが、政治・社会秩序の根幹を支えるものと考えられているのである。

かかる百姓を得るためには人材確保が必要である。天明八年八月、藩・代官所は「下民之治否得失」（領民支配の正否）は役筋（役人）の才器によるとした。法の支配とともに教諭・教化が重要であり、在町役人は領民に対しこれに当たるべきである。このため代官所に教育の場を設け、在町役人やその子供、それ以外の人々にも出席を求めるとした。一町一村を引き請ける在町の役人はその治方に心を寄せなければならないからである。いわば「教諭」する人材育成のための「教育」である。代官所詰の扶持人や庄屋・両町役中などがその子弟も含め、読書算勘などの資質・教育が必要であることはこの時期とくに留意されていた。村行政の要である庄屋については若い者が多く読書・算数など巧者に指南をうけるべきといわれており、玄関番も手習読書の素養がなければ警衛の役の主意も果

たせないで、勤務時間外は玄関の場に詰めて手習い読書勝手次第とする。また旅人などの目もあるので不法法の行いは慎むべきとされた。⁽¹⁹⁾

代官所に設けられた教育施設は寛政期には独立機関となった。寛政一二年「御領中之儀延宝天和之比者学文躰之義甚疎ク当用之筋茂不分之躰二候を、其比在勤之面々厚教導も有之、其以来最前二較候而者格別相開ケ候由」と漸次教育が根付いてきたとの立場から、さらにこれを十全ならしめるために、代官所向かいの空き屋敷にある入三間、桁間三間の建家を改築しこれを学文稽古所とする。この年十一月に師範役頭取を緒方又右衛門（「基養政鑑」を編纂した人物）、玄関番岩谷奎之介も日々出張とされた。門弟は第一に扶持人、その子供、寺社や医者の子供、庄屋町役の子供などとされ、都合数十人の名簿が作成された。このほか農工商のうち家業に差し支えない者にも入門が申し付けられた。⁽²⁰⁾この教育施設がのちの対馬藩田代領藩校・東明館である。

おわりに

対馬藩田代領を素材に、近世中後期の社会変容とそれともなう改革政策に関し、行政機構を構成する諸役人層相互や領民・地域民の対抗関係のなかでとらえることを試みた。広範囲な事象の総合的な把握を目指したにもかかわらずいささか微細に陥り、また取り上げるべき論点も多岐にわたるが、ここではさし当たり次のことを指摘しておきたい。

第一に天災などを一つの主要な契機に進行した階層分化の結果、欠落者や日用層・下作人を生み出したが、藩・代官所側はこれを不可避的な存在と認知しつつも、例えば欠落者は父母肉親を捨てて「重罪」者、日用層の不当な給銀つり上げ、下作人は怠業や身勝手による田畠手放し、のごとく道德性の低下ないし欠如の問題として捉えよう

としてゐることである。

第二に代官所役人の様々な権益主張ないし利害対立が生じてゐることである。本来、代官所役人（代官などの第一階層、下代など代官所詰の第二階層、大庄屋・庄屋などの第三階層）は代官所という支配行政機構を一体的・有機的に構成するものとされてゐた。⁽¹³⁷⁾しかし第一階層は短期赴任、第二階層は「下」（領民）ではなく「上」（藩主）への奉公優先、第三階層は私益（世襲・庄屋給）追求、など相互牽制の眼差しが向けられ、藩側が目付を派遣し監察の対象とせざるをえなくなつてゐた。

第三に、したがつて藩側（代官）はいわば各身分の社会的道德性を繰り返し強調し、それはしだいに個人の道德や責務が政治社会秩序を重層的に支えている、というような説諭論の形成を促したと考えられる。社会秩序・風俗の問題がすぐれて個人道德のあり方に還元され、あるべきとされる価値観を強要される仕組みとでもいえよう。それは役人にも領民にも求められたが、とくに「孝」が重視された。かかる道德観を儒学的教諭の典型とみることは可能だろう。しかし単なる觀念的社會秩序観にとどまらず、役人（例えば代官や扶持人・村役など）や領民（例えば本百姓や下作奉公人）の諸階層の対抗關係の展開を通して形成されてきた、その意味で実体的な道德観とも呼べるものであり、かかる「教諭」の理論的な「教育」の場が藩校（東明館）の創設につながつていくのである。⁽¹³⁸⁾近世という身分制社会において士分や百姓・町人など各身分において担うべき社会的役割が道德性を帯び論される、これが近世の教諭・教説の本質であらう。⁽¹³⁹⁾

そしてかかる動きのなかで教諭における「孝」觀念に上塗りされるように、あるいはその限界を補うかのようになつて、⁽¹⁴⁰⁾国学的価値観や心学的価値観が教諭の内実に付与されていくのではなからうか。

註

- (1) 例えば小笠原小倉藩領について拙稿「近世大名の農政展開と社会差別——小笠原小倉藩を素材に——」『比較社会文化』一三、二〇〇七年)では地域変容にともなう社会差別政策の展開に注目して検討した。
- (2) かかる問題関心につながる対馬藩田代領の先行研究には、長野遯氏の一連の研究(『対馬藩田代領における庄屋の存在形態』〔佐賀大学経済論集〕一六四、一九八四年)、『幕藩制社会における農民的顕影の一考察』〔大阪経済大学日本経済史研究所編『経済史経営史論集』、一九八四年)、『対馬藩田代領における定免制の確立過程』〔歴史学研究〕四一二、一九七四年)、『対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人』〔九州文化史研究所紀要〕一六、一九七一年)など)や『鳥栖市史』(鳥栖市、一九七三年)がある。またこれと関連する朝鮮貿易や対馬藩財政などの動向については、長野遯・鄭成一「一八世紀末対馬藩財政における朝鮮貿易の地位」(『佐賀大学経済論集』二二一六、一九九〇年)、鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係」(『朝鮮史研究会論文集』、一九八六年)、長野遯「天明・寛政期における対馬藩の藩政改革の一考察」(『佐賀大学経済論集』五一、一九七二年)などがある。本稿は長野氏の仕事に多くを学んだが、地域社会構造の変化にともなう行政支配やそれを担う役人層や領民との関係などを少し長い時間軸の中で考察し、近世の行政支配と地域社会の有り様を総合的に捉えるのが本稿の立場である。
- (3) 拙稿「支配の形態と民意の行方」(近世史サマールフォーラム二〇〇三実行委員会編『近世史サマールフォーラム二〇〇三の記録』同会、二〇〇三年)。
- (4) 拙稿「対馬藩田代領の扶持人と村役・町役」(『地方史研究』三二九、二〇〇七年)。
- (5) 久留島浩編『シリーズ近世の身分的周縁』5 支配をささえる人々(吉川弘文館、二〇〇〇年)はその牽引役であろう。このほか村役層の性格や行政支配との関わりについては、拙稿前掲「対馬藩田代領の扶持人と村役・町役」のほか、小山良昌「徳山藩の地方支配一端——正月一五旦那屋・町年寄への節飯儀式」(『山口県文書館研究紀要』二五、一九九八年)、岩橋清美「近世村落における村落の変容と家意識」(『法政史論』一九、一九九二年)、並木克央「庄屋役の権威について」(『駒沢大学史学論集』一八、一九八八年)、山崎一郎「史料紹介」長州藩における庄屋の年中行「事書」(『山口県文書館研究紀要』二〇、一九九三年)、秀村選三「筑前秋月藩における庄屋の執務に関する一史料」

〔比較文化年報〕六、一九九七年、三好昌文「宇和島藩における庄屋役の出自と系譜」〔松山大学論集〕五一二、一九九三年）など参照。

〔6〕又野誠「近世後期長州藩の代官支配と庄屋層の動向」〔山口県地方史研究〕七六、一九九五年）は大庄屋―庄屋中のラインが代官支配に組み込まれる側面と庄屋運動的な方向性を内包していた側面、という二方向を指摘する。本稿はかかる二方向の存在を想定しつつも、前者の問題を教諭論とのからみで注目したい。なお近世の教諭支配に関しては深谷克己「近世における教諭支配」〔岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇年）が法度支配の延長ないしその限界を補うものとして捉える。賛意を覚えるものの、本稿では例えば伊東多三郎氏が指摘（同「国学と教化精神」〔日本精神文化〕一九三四年、『近世史の研究』第二冊）するように百姓など各身分の社会的存在意義が道德の問題として論じられる方向性に当面注目しておきたい。

〔7〕「日記拔書」〔鳥栖市史資料編〕第一集、一九六九年）七三頁。

〔8〕「日記拔書」七四頁、享保一八年三月朔日条。

〔9〕三郷とは基肄郡上郷・下郷および田代領域に当たる養父半郡を指す。

〔10〕以上「考鑑 享保十四酉年より同二十卯年」〔仮題。津田家文書所収。鳥栖市誌編纂室蔵〕。

〔11〕「去子年（享保一七年）虫腐之節茂油をふり候田ハ毛上残候由聞及」〔代官所日記考鑑 元文二、三、四、五年〕〔津田家文書〕元文元年六月二日、「日記拔書」八三頁、元文六月二日各条。

〔12〕以上「巡見の御方より庄屋並百姓を呼出尋問有之候時一通夫々相答候上可申入趣」〔仮題、門司家文書所収。鳥栖市誌編纂室寄託〕。

〔13〕「日記拔書」一六一―三頁、宝暦一二年七月三日条。

〔14〕中山学「享保飢饉の疾病対策」〔法政史学〕六〇、二〇〇三年）参照。

〔15〕「基肄養父実記」〔鳥栖市史資料編〕第二集、一九六九年）七五―七七頁。

〔16〕「寛永十二乙亥年より寛延四辛未年まで 勝本・博多・田代 大書拔」〔宗家文庫所収。対馬歴史民俗資料館蔵。以下本稿で利用する史料で出典を明記しないものは同文庫所収である。〕。

〔17〕「宝暦十年 御巡見上使御問被成候御答可申上次第覚書」。

(18) 天明五年六月朔日、三郷の村々氏神で雨乞い祈祷がされ、瓜生野町祇園社でも三郷より雨請舞相撲が三日に興行された〔田代代官所日記考鑑 天明三、四、五年〕津田家文書〕。

(19) 明和二年七月八日、蝗につき村々で氏神祈祷〔田代代官所日記考鑑 明和二、三、四年〕津田家文書〕。

(20) 寛政六年七月二八日、両町での痢病流行がおさまらないため、瓜生野町祇園社僧智全坊へ北辰祭執行につき、大庄屋両町役と内談し申し出た〔田代代官所日記考鑑 寛政六、七年〕津田家文書〕。

(21) 例えば延享五年八月八日、祇園社で上〔代官所〕より雨請神楽が執行され、九日には扶持人中が参籠し雨請が行われた。さらに一〇日には正副代官ならびに賄役より「御自分之雨請」が試みられた〔田代代官所日記考鑑 延享三、四年、寛延元、二、三、四年〕津田家文書〕。また寛政六年八月二日、痢病流行がおさまらないため、田代町祇園社での邪氣退散の大神楽祈祷が、三郷惣社の社人を召し寄せ申し達せられた〔田代代官所日記考鑑 寛政六、七年〕津田家文書〕。

(22) かかる救済問題をめぐっては河村乾二郎「萩藩の農民救済策」〔徳山工業高等専門学校研究紀要〕二二、一九九七年〕など参照。

(23) 延宝七年の下村洪水につき、一人一日、一ないし二合〔基肄養父実記〕六五―六頁〕。延宝八年水損による飢えに対し一人一日、一合から五勺〔基肄養父実記〕七四―五頁〕。

(24) 延宝八年。「基肄養父実記」七八頁、「日記拔書」一二頁。

(25) 延宝八年。「基肄養父実記」七八頁。

(26) 赤川鑿切普請に際しては、「飢饉の時節」ゆえ「飢百姓共を日用に御遣イ被成候」〔基肄養父実記〕五二頁〕。

(27) 御救人参。田代で病人があった場合、人参がなく迷惑なので、一ヶ年人参五斤宛差し渡し、百姓望み次第に梯七郎右衛門を通して売り渡し、他所者へ販売は禁止とされた〔勝本・博多・田代〕延宝五年九月五日〕。また文化三年一〇月二三日御救人参が段々売り払われ残り少なくなってきたところ、最近では村々で痢病流行で払底につき、差し越すように願いが出されている〔田代往復書状控〕〔享和四年―文化三年〕。

(28) 〔田代御領中用銀取立記録〕。

(29) 〔寛永十二乙亥年より寛延四辛未年まで 勝本・博多・田代 大書拔〕〔享保二年一二月朔日〕。

- (30) 「基肆養父実記」 九二頁。
- (31) 「基肆養父実記」 六〇～三頁。
- (32) 一俵一五匁換算（寛永十二乙亥年より寛延四辛未年まで 勝本・博多・田代 大書拔）で八七貫目余に相当。
- (33) 「寛永十二乙亥年より寛延四辛未年まで 勝本・博多・田代 大書拔」 延宝六年五月六日、五月二十四日、六月二十八日。
- (34) 延宝三～貞享二年の田代佐役（副代官）。なお「基肆養父実記」は兵介が対馬帰国後、田代の庄屋一人が兵介在任中の事跡をまとめたものである。
- (35) 「借銀借米差引之儀ニ付郷中より願之書付差出候付嘉嶋権八御国江致渡海候意趣津江格兵衛方より以飛船申越候書状並書付之写」の十一月一日津江格兵衛「書付」。
- (36) 「借銀借米差引之儀ニ付郷中より願之書付差出候付嘉嶋権八御国江致渡海候意趣津江格兵衛方より以飛船申越候書状並書付之写」の十一月一日手代中・目付中「覚」。
- (37) 「借銀借米差引之儀ニ付郷中より願之書付差出候付嘉嶋権八御国江致渡海候意趣津江格兵衛方より以飛船申越候書状並書付之写」の「御返答」および十一月一日津江格兵衛「書付」など。
- (38) 「田代借銀借米之儀ニ付嘉嶋権八罷越候次第並権八一宮又右衛門江申渡候覚書附中嶋伝左衛門田代より召寄申渡候次第」の元禄一五年四月八日の「口上覚」。
- (39) 「田代借銀借米之儀ニ付嘉嶋権八罷越候次第並権八一宮又右衛門江申渡候覚書附中嶋伝左衛門田代より召寄申渡候次第」。
- (40) 「田代郷中格式改訂記」の「覚」（享保六年）七月一六日。
- (41) 「御巡見 上使御問被成候時御答可申上並定免借銀借米御札米郷中用銀覚書上」（鳥栖市誌資料編）第八集、九六頁。
- (42) 「田代借銀借米田島並蘭部借銀借米相改候由二而中島伝左衛門方より指越候書付 正徳三年閏五月五日」。
- (43) 「基肆養父実記」 九六頁。
- (44) 「磯野壽延記」三（鳥栖市史史料編）第二集 一九九～二〇〇、二〇三～五、二二〇～三、二三〇頁。宝永五から享保四年にかけての記事。
- (45) 「日記拔書」二四頁、貞享四年一〇月一三日条。

- (46) 「考鑑 享保十四酉年より同二十卯年」(仮題。津田家文書) 享保一八年一〇月一六日。
- (47) 「日記拔書」四八頁、正徳四年七月九日条。
- (48) 「宝暦十年 御巡見上使御間被成候御答可申上次第覚書」。
- (49) 「天明八年 田代取行御儉徳記録」。
- (50) 「磯野壽延記」一(『鳥栖市史』資料編第二集) 一〇一、一〇三頁。
- (51) 「基肄養父実記」五三頁。
- (52) 酒井西村清介が馬代引負による。「日記拔書」一六九頁、明和元年七月三日条。
- (53) 質地地主制と農民の対応をめぐるのは長倉保「質地地主制の展開と農民の対応」(『歴史学研究』二六五号、一九六二年)をはじめ多くの研究蓄積がある。
- (54) 例えば延宝五年の川普請の費用料金一日一人七分が諸色高なので、一匁に値上げ要求されている(寛永十二乙亥年より寛延四辛未年まで 勝本・博多・田代 大書抜) 延宝五年五月(十月の誤記か) 二五日。
- (55) 「基肄養父実記」五五、六頁。
- (56) 「日記拔書」八七頁、元文二年閏二月二十四日条。
- (57) 「基肄養父実記」七七、八頁、「日記拔書」一〇、二〇頁。
- (58) 「日記拔書」三三頁、元禄三年七月一日。
- (59) 「基肄養父実記」五七頁、「日記拔書」三頁 延宝六年九月二日。
- (60) 「日記拔書」八七頁、元文二年閏二月二十四日条。
- (61) 「日記拔書」一三八頁、宝暦八年二月二〇日条。
- (62) 「寛永十二乙亥年より寛延四辛未年まで 勝本・博多・田代 大書抜」寛文六年九月二日、九月一五日。
- (63) 「田代郷中格式改訂記」享保五年二月二三日。
- (64) 「磯野壽延記」五、二〇四頁。
- (65) 「日記拔書」六三頁、享保一三年五月一〇日、同九一頁、元文五年二月二六日、同一四一頁、宝暦九年四月一六日各条。

- (66) 「田代郷中格式改訂記」は願書内容と藩側の回答が記される。
- (67) なおこのような領民・地域民の訴願・政治参加行為については、八鍬友広「近世民衆の識字と政治参加——訴願の能力形成」(『新潟大学教育人間科学部紀要、人文・社会科学編』三一、二〇〇一年)参照。田代領での本事例は領主側(藩・代官所)が訴願を促す側面も有するが、訴願の自律的な集団化と政策形成などに関しては畿内地域を分析した守屋浩光「近世後期における畿内集団訴願の法的性質」(一)(二)(『法学論叢』一四四―六、一四六―二、一九九九年)がある。
- (68) 「日記抜書」二四―五頁、貞享四年一〇月一六日条。
- (69) 「田代郷中格式改訂記」の「覚」(月日 御代官姓名より三郷大小庄屋頭百姓惣百姓中・両町別当組頭惣町人中。享保六年九月一五日条に記載)および「覚」(御代官姓名より三郷両町惣中。「享保六年」十一月二日条に記載。「九月五日相達候御領中より差出候七十八通之口上書之返答之覚書左記」との注釈文あり)。
- (70) 「田代郷中格式改訂記」の「覚」(御代官姓名より三郷大小庄屋頭百姓惣百姓中・両町別当組頭惣町人中。享保六年七月か。前後の記事は享保六年七月一六日)および「覚」(「享保六年」七月一六日 大浦忠左衛門・杉村三郎左衛門より幾度六右衛門宛)。
- (71) 「田代郷中格式改訂記」の「覚」(御代官姓名より三郷大小庄屋頭百姓惣百姓中・両町別当組頭惣町人中。享保六年九月一五日条に記載)。
- (72) 「田代来状 享保六辛丑年九月ヨリ」享保六年十二月二日。
- (73) 「日記抜書」五七頁、享保八年九月二日。
- (74) 「日記抜書」一二四頁、宝暦七年七月二〇日条。
- (75) 「日記抜書」一三一頁、宝暦七年十月二九日条。
- (76) 「田代幾度六右衛門重田惣右衛門より庄屋共江申渡之條目」享保六年六月一〇日(『鳥栖市誌資料編』第八集、三五頁)。
- (77) 「田代郷中格式改訂記」の前掲「覚」(辛丑「享保六年」月日)。
- (78) 「田代郷中格式改訂記」の「口上」(享保六年一〇月一四日 陶山庄右衛門より御年寄衆中)、「田代来状 享保六辛丑年九月ヨリ」享保六年一〇月二日。

(79) 「田代幾度六右衛門重田惣右衛門より庄屋共江申渡之條目」。

(80) 「田代来状 享保六辛丑年九月ヨリ」 享保六年九月一〇日。

(81) 「田代来状 享保六辛丑年九月ヨリ」 享保六年一〇月二二日。

(82) 「田代郷中格式改訂記」の「覚」(御代官姓名より三郷大小庄屋頭百姓惣百姓中・両町別当組頭惣町人中。享保六年九月一五日条に記載)。

(83) 「覚」(田代来状 享保六辛丑年九月ヨリ) 享保六年一二月二二日。

(84) 長野村庄屋文右衛門の跡を子の次右衛門へ仰付を村中が願ひ出(享保七年二月三日「在町役諸考之部」)(津田家文書)、牛原村庄屋正兵衛跡役を組頭・百姓中連名にて倅安右衛門として願ひ出(享保一四年八月八日「在町役諸考之部」)(同)、園部下村庄屋覚右衛門が病氣のため弟伝五郎を養子にして、軽い御用村用を勤めさせ、覚右衛門の跡役は倅伝十に仰せつけるように村中より願ひ出(享保一五年二月二三日、四月八日「在町役諸考之部」)(同)など。

(85) この点、村役人の位置づけや選任制度の展開に村の代表的性格を読み込む(斎藤善之「領主の村か、百姓の村か」『争点日本の歴史』五、新人物往来社、一九九一年)、高尾善希「村役人の選出と村の自治」(『立正史学』九六、二〇〇四年)など参照)のは多少の留保が必要だろう。かかる立場からは津田秀夫「庄屋の選挙」(『日本歴史』三六、一九五一年)の「当選するのは依然として特定の階級のものであり、反対票もその域から出ないけれども、こうした点にまで封建意識が拭いさられる為には更に進んだ社会改革と政治革命を必要とした。明治維新を経由して初めて徐々に実を結ぶようになった事を思えば未だ多くの解決されねばならぬ事がある」(三〇頁)という指摘は卓見だろう。

(86) 「田代往復書状控」(享和四年・文化三年) 文化元年八月二六日。

(87) 下郷大庄屋原新介が寛政一二年一〇月病死。「跡役人柄之儀先例之通入札」がなされ、瓜生野町座親弥介の札数が多く、年齢人柄相応につき大庄屋を仮役申し付けられた。その後勤方相応につき本役に就任した(「書状綴」(仮題。寛政八年・享和三年) 寛政一二年一二月二〇日)。なお享保六年の養父郷と下郷大庄屋の入札選任に際しては御屋敷(代官所)で札披があり、目付と代官が印判を押している(「覚書」(享保六年) 閏七月二五日)。

(88) 享保六年、田代町別当三人が勤方宜しからずにつき田代町中の者が入札している(「田代郷中格式改訂記」の「覚」(「享保六年」) 九月一六日 樋口孫左衛門・大浦忠左衛門・杉村采女より幾度六右衛門・小茂田左平次宛)。また瓜生

野町座親の助右衛門が病死した際には史料に「倅久三郎江町中より相続願之事」とあるのが墨消で「跡役直ニ倅久三郎江被仰付候事」と直されており、町中からの推挙の形式であったと思われる（田代代官所日記考鑑 延享三、四年、寛延元、二、三、四年）〔津田家文書〕 延享三年八月朔日。

(89) 「田代来状 享保六辛丑年九月ヨリ」 享保六年一〇月二三日。

(90) 「日記拔書」 六〇頁、享保九年四月朔日条。

(91) 田代村庄屋作平は役召し放ちとなり、同村庄屋には田代町新兵衛が仰せ付られた。作平の役料地・家屋敷とも取り上げとなっている（田代代官所日記考鑑 延享三、四年、寛延元、二、三、四年）〔津田家文書〕 延享五年六月三日、一七日各条。

(92) 拙稿前掲「対馬藩田代領の扶持人と村役・町役」。

(93) 以上、「手代役三人三郷大小庄屋中一統役儀御断申上候ニ付田代役浜田伊左衛門方より之書状忝通同佐役吉村十左衛門方より之書状忝通従伊左衛門大小庄屋中召寄申渡之書付忝通右書状書起之返書案忝通」、「田代手代役並三郷大小庄屋中差出候役儀御断之願書四拾二通」。

(94) 拙稿前掲「対馬藩田代領の扶持人と村役・町役」。

(95) 「御勝手向段々被差支候ニ付、御先代迄数度御俚約仰出」（日記拔書）一二二頁、宝暦二年八月条。

(96) 先述したしばしば水害に襲われる筑後川流域の村々で、下村や水附八ヶ村などと呼ばれた。

(97) 「田代御領中より差出候書付並附紙」 宝暦二年一二月二日。

(98) 「田代御領中より差出候書付並附紙」。

(99) 「附役中諸考之部」（津田家文書、「田代代官所日記考鑑 宝暦七、八年」（同）。

(100) 持高一〇石以下の者が持つ悪地や実質面積が登録面積より極端に少ない土地を年貢対象地から外し、その分の年貢を村民が共同負担した（『鳥栖市史』四四〇頁）。

(101) 「田代代官所日記考鑑 宝暦七、八年」（津田家文書） 宝暦七年七月二〇日。

(102) 長野前掲「対馬藩田代領における定免制の確立過程」。

(103) 六月には三郷大庄屋罷免（田代代官所日記考鑑 宝暦七、八年）〔津田家文書〕。

(104) 七月に園部上村庄屋罷免、園部下村庄屋兼帯。八月には永吉北、古賀、萱方、原、田代、姫方、飯田、酒井東、藏上、藤木西の各村庄屋、御役召し放ち、閉門。このうち、萱方は鳥栖、古賀は同村、原は同村、姫方は白坂町、飯田は田代町、酒井東は同村、藏上は同村の者に仰付（田代代官所日記考鑑 宝曆七、八年）（同前）。

(105) 「田代代官所日記考鑑 宝曆七、八年」（同前）。

(106) 「宝曆三癸酉年 田代御領中より差出候書付並付紙」。

(107) 「諸書付控」宝曆七年九月五日、「田代代官所日記考鑑 宝曆七、八年」（津田家文書）宝曆七年九月二一日条。

(108) 「日記拔書」一一七、八頁、宝曆六年十一月一日条。

(109) 「日記拔書」一六八頁、明和元年五月四日条。

(110) 「日記拔書」一一六、七頁、宝曆五年三月一八日条。

(111) 「日記拔書」一一六頁、宝曆五年三月一八日条。

(112) 「日記拔書」二七五、六頁、天明八年二月二八日条。

(113) 「別段御用申渡 従寛政三辛亥至同四壬子年」。

(114) 日雇・奉公人層の給銀高騰により他人労働を必要としていた農家経営の困難化は近世後期の重要な農政問題であり、例えば藤田幽谷はその著「農政或問」のなかでかかる点を指摘している（小室正紀「水戸学藤田派農政論の認識と思想」〔三田学会雑誌〕八二巻特別号Ⅱ、一九九〇年）。

(115) 延享五年八月一七日に次のような申渡がなされている。田代副代官は従来表大小姓から三ヶ年勤務を原則として就任したが、損毛が続き困難な状況のなか、正副代官とも定数の年限で交代するのであれば「勤方巧者」になるはずもなく、かといって数年勤めた者は「御為不宜所多く」ということであった。したがって今後は御郡方佐役より勤めるように定役を立てる（「旅役所」宝曆四年一二月六日）。

(116) 「日記拔書」三三七頁、寛政三年七月一九日条。

(117) 「日記拔書」三二二頁、寛政三年正月二五日条。

(118) 賞罰の裁断の当否、下知（指示）に際する依怙臆負の有無、人民に対する無理な指示の有無、賄賂や理を非に曲げた差図の有無、差図に際する我意の有無、言行不釣り合いの有無など。

- (119) 「日記抜書」二二九～二三〇頁、天明三年七月一四日。
- (120) 「日記抜書」二二三頁、天明三年九月二七日。
- (121) 「田代往復書状控」(仮題、寛政八年～享和三年)。
- (122) 嘉嶋兵介の石碑建立は寛政七年に許可され田代村分太田に同九年に完成している(「田代往復書状控」(仮題、寛政八年～享和三年)、「田代代官所日記考鑑」寛政八、九、十年「津田家文書」寛政九年二月朔日条)。
- (123) このような為政者の顕彰、広義の神格化は近世では様々な形でみられた(拙著『民俗神や民族神との関係を通した武家権力神に関する基礎的研究』平成一三～一六年度科学研究費補助金(基盤研究(c)(2)、代表者高野信治)研究成果報告書、二〇〇五年)。幕府代官の事例だが村上直「江戸幕府代官の民政に関する一考察」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四五年度、一九七一年)は、顕彰碑や生祠の実態を追求した好論である。
- (124) 「日記抜書」一五一頁、宝暦一年正月一九日条。
- (125) (126) 「天明八年 田代取行御儉徳記録」。
- (127) 「日記抜書」二三五～六頁、天明三年一二月四日条。
- (128) 「日記抜書」二八一～二頁、天明八年八月九日条。
- (129) 「日記抜書」一九八～二〇〇頁、安永三年七月四日条。
- (130) 「日記抜書」二八一頁、天明八年七月二三日条。
- (131) 「書状綴」(仮題。寛政八年～享和三年)寛政一二年一二月二九日。
- (132) 拙稿前掲「対馬藩田代領の扶持人と村役・町役」。
- (133) なお教諭所や教諭行為を政策レベルで具体的に分析した仕事として、長山直治「加賀藩主前田斉広における「教諭」と教諭方について」(『北陸史学』三七、一九八八年)、継山弘子「倉敷代官所内教諭所明倫館について」(『倉敷の歴史』八、一九九八年)、小島広次「尾張藩校明倫堂教授の廻村教諭と庄屋たち」(『日本歴史』二七二、一九七一年)など参照。
- (134) かかる観点からすれば禁止・罰則規定の有無を基準に法令と教諭を区別する見方(深谷前掲「近世における教諭支配」)は検討の余地もあろう。

(135) 例えば山中芳和「化政期国学の一断面（上）（中）（下）——藤井高尚の国学における教化性の考察を中心に」（『研究集録』（岡山大 教育）九〇・九五・九六、一九九二～四年）。

(136) 例えば三宅紹宣「幕末期長州藩の心学教化政策」（『史学研究』一三四、一九七六年）。

（付記）

本稿は二〇〇六年度科学研究費補助金基盤研究（c）「近世日本における武士像と道徳性と政治意識の相関性に関する史料復元的研究」（課題番号18520505、研究代表者・高野信治）の研究成果の一部である。